

運 免 第 1 号
令 和 2 年 4 月 1 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

認知機能検査員の認定等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
この度、認知機能検査員の認定等に関する規則(平成23年2月青森県公安委員会規則第
1号)の一部を改正する規則が別添のとおり制定された。

制定の理由及び内容は下記のとおりであるから、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の理由

認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する都道府県公安委員会が行う講習に
ついて、先般、警察庁において講習内容の基準が見直されたことに伴い、所要の改正を
行うため制定されたものである。

2 制定の内容

第3条第2項の表中、講習項目「高齢運転者対策の概要」に係る講習内容について、

- (1)「高齢者の交通事故の現状」が「高齢運転者の交通事故情勢」に
- (2)「認知機能検査の導入」が「認知機能検査の内容」に
- (4)「認知症のおそれがある者に対する臨時適性検査」が「認知症のおそれ
がある者に対する臨時適性検査又は診断書提出命令の実施」に
- (5)「申請による免許の取消し」が「運転免許証の自主返納及び運転経歴証
明書」に
- (6)「高齢運転者標識」が「運転適性に関する相談」に

それぞれ改められた。

3 施行期日

公布の日(令和2年4月1日)

担当: 運転免許課高齢運転者等支援係

別添省略